

9大学理学部連携協定書

茨城大学、愛媛大学、鹿児島大学、埼玉大学、静岡大学、信州大学、富山大学、山形大学及び山口大学の各理学部（以下「9大学理学部」という。）は、9大学理学部における教育及び研究機能等の一層の発展を目的として、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、9大学理学部の広域的な連携のもと、教育、研究、その他の機能の強化へ向け相互に協力し、その成果を社会へ還元し、各地域ならびに我が国の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 9大学理学部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 教育活動に関する事項
- 二 研究活動に関する事項
- 三 その他必要な事項

（連絡協議会）

第3条 本協定に基づく連携の円滑な実施のため、必要に応じ連絡協議会を設置するものとする。連絡協議会の開催は、協議を必要とする事項を発議する部局等が、関係する部局等と協議の上、その招集及び連絡調整を担うものとする。

（覚書）

第4条 連携の実施に関し、必要な事項については、別に覚書を取り交わすものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、いずれの理学部からも特段の申出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（実施日）

第6条 本協定は、令和7年12月/日から効力を有するものとする。

令和7年12月/日

茨城大学理学部長

岡田 誠

愛媛大学理学部長

前原 常弘

鹿児島大学理学部長

富安 卓滋

埼玉大学理学部長

若狭 雅信

静岡大学理学部長

山本 歩

信州大学理学部長

玉木 大

富山大学理学部長

松田 恒平

山形大学理学部長

並河 英紀

山口大学理学部長

山中 明